

結婚相手紹介サービス 一方的な期待抱かない

▼ 結婚紹介所に入会し女性会員を紹介されたが断られた。その女性についての説明が違っていたので指摘すると、「大勢いるのだから少しくらい間違える」と言って反省しない上に、私の年齢が高く、条件が悪いからと外国人を勧められた。お金を返してもらいたい。(40代 男性)

▼ 結婚紹介所で紹介された女性と結婚には至らず期間が終了した。期間中、紹介所からダイヤモンドを買うように強く勧められ、あっせんされた事業者から70万円で購入した。ダイヤモンドを鑑定してもらったら、実際には1万5000円から3万円くらいのものであった。結婚相談所とダイヤモンドの販売業者に電話したがつながらない。(50代 男性)

▼ 結婚紹介所で「希望通りの条件の男性を紹介可能」と言われたので、1年コースを申し込んだ。入会金、プロフィールデータ作成料、写真撮影料、年会費等50万円を分割払いにした。契約後紹介される男性は、希望と違うばかりか年齢的にもあわない。解約を申し出たところ、入会金、データ作成料等に年会費の月割り3か月分を差し引いた23万円しか返金されないというが納得できない。(30代 女性)

いきなり相談事例から始めましたが、何のご相談かお分かりですか。そうです、「結婚相手紹介サービス」に関するトラブルの紹介です。「婚活」という言葉が世に出始めてから数年。その影響もあってか、こうしたサービスが利用されることも多くなっています。

しかし、法律で定められた通りの書面が交付されていなかったり、クーリング・オフ、中途解約などの解約に関する制度についての十分な説明が行われていなかったりと、契約後のトラブルにつながるものが多くあります。サービスに一方的な期待を抱かない、広告から受けるイメージだけを信用しない、事業者が法律で定められた事項を守っているか確認をする(書面が渡されているか、解約時の規定についての確認)などの注意が必要です。

トラブルになったら、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談(9：00～17：00)のみ受付

消費者ホットライン 188 (いやや)

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。

H27. 10. 22 岐阜新聞